

1 犯罪情勢

(1) 刑法犯

① 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて、7年連続で戦後最多の記録を更新し続け、14年には285万件を突破した。その後、15年から減少に転じ、19年中は前年から約14万件（6.9%）減少し19万8,836件と、10年ぶりに200万件を下回った。しかし、減少したとはいえ、120万件前後で推移していた昭和40年代を大きく超える水準にあることに変わりなく、情勢は依然として厳しい。

刑法犯の検挙件数は、5年から11年にかけて70万件台で推移していたが、12年から14年にかけて50万件台に落ち込んだ。15年以降は60万件台で推移しており、19年中は60万5,358件となった。

刑法犯の検挙人員は、9年以降は30万人台で推移している。13年から16年にかけて毎年連続して増加していたが、17年から減少に転じ、19年中は36万5,577人であった。

刑法犯の検挙率は、昭和日本にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。しかし、14年以降は毎年連続して上昇し、18年には7年ぶりに30%を超え、19年中はさらに上昇して31.7%（前年比0.5ポイント増）となった。

図 -2 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和21～平成19年）

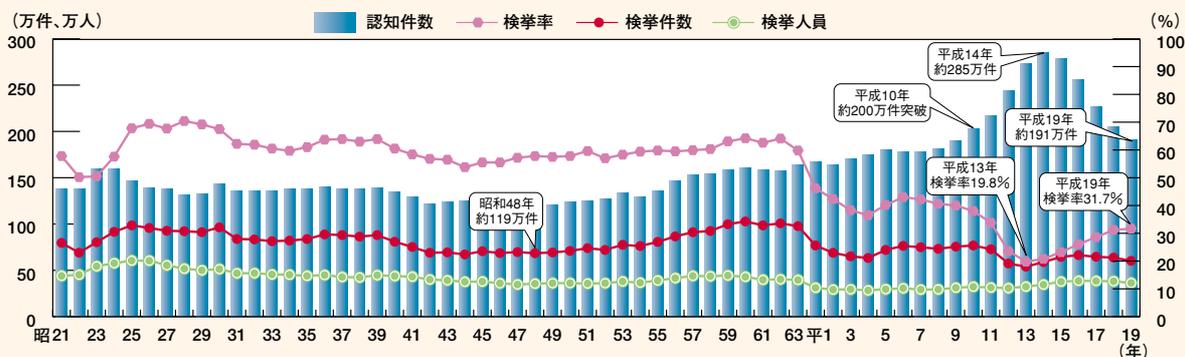


表 -1 刑法犯の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）

区分	年次	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
認知件数 (件)		2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836
検挙件数 (件)		772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	649,503	640,657	605,358
検挙人員 (人)		324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577
検挙率 (%)		38.0	33.8	23.6	19.8	20.8	23.2	26.1	28.6	31.2	31.7

② 刑法犯の被害状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数は、19年中は3万9,022人と、前年より4,138人（9.6%）減少した。死亡した者の数は1,134人で、平成に入ってから最低の水準となった。

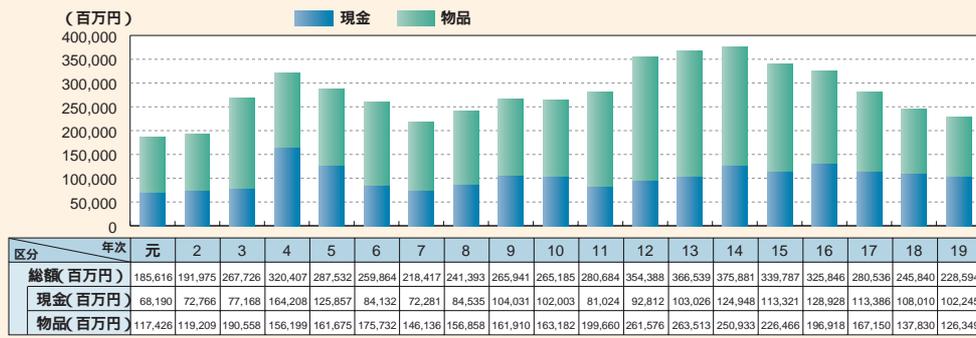
財産犯の被害額^(注)は、19年中は約2,285億9,400万円と、前年より約172億4,600万円（7.0%）減少した。

注：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領の被害額をいう。

図 - 3 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移（平成元～19年）



図 - 4 財産犯の被害額の推移（平成元～19年）



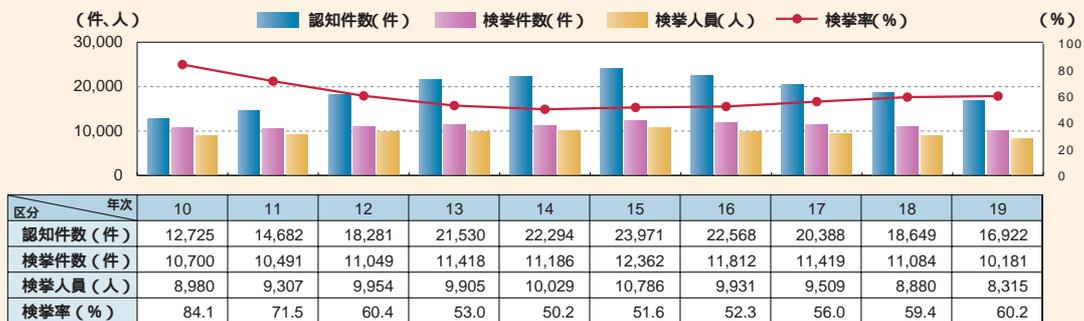
（2）重要犯罪

重要犯罪の認知検挙状況

重要犯罪^(注2)の認知件数は、平成11年以降、強盗と強制わいせつを中心に急激に増加したが、16年から減少に転じ、19年中も前年より減少した。

重要犯罪の検挙件数及び検挙人員は、増加傾向にあったが、16年から減少に転じ、19年中の検挙件数及び検挙人員も前年より減少した。重要犯罪の検挙率は、11年以降、急激に低下したが、15年から上昇に転じ、19年中は60.2%（前年比0.8ポイント増）と、12年以来、7年ぶりに60%台に回復した。

図 - 5 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



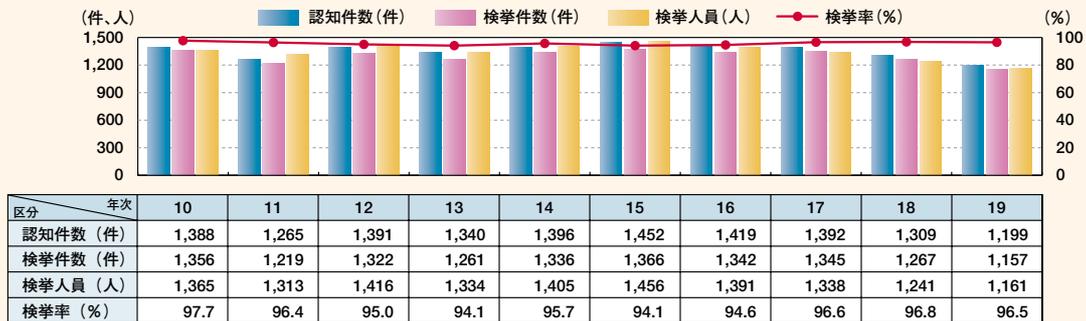
注1：全治1か月以上の傷害を負った者をいう。

2：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

② 殺人の認知・検挙状況

殺人の認知件数は16年以降減少しており、19年中は戦後最低の1,199件となった。また、19年中の検挙件数及び検挙人員もいずれも前年より減少したが、検挙率は96.5%と、刑法犯検挙率が過去最低に落ち込んだ13年と比べ、高い水準を維持している。

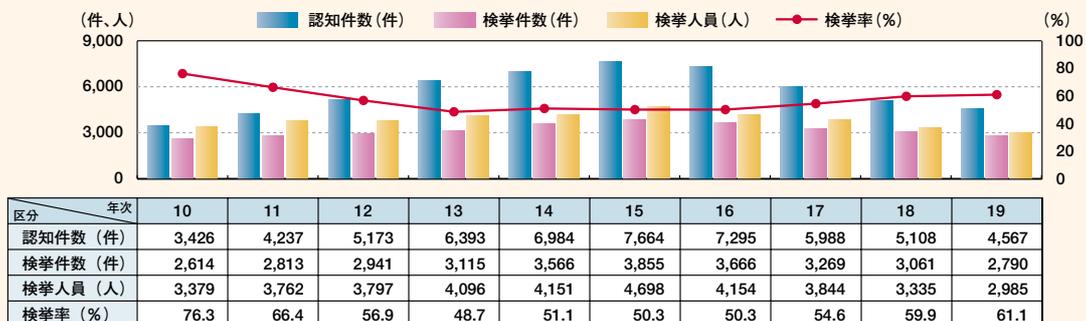
図 - 6 殺人の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



③ 強盗の認知・検挙状況

強盗の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、8年以降増加していたが、16年から減少に転じ、19年中もいずれも前年より減少した。19年中の検挙率は61.1%と、前年より1.2ポイント増加した。

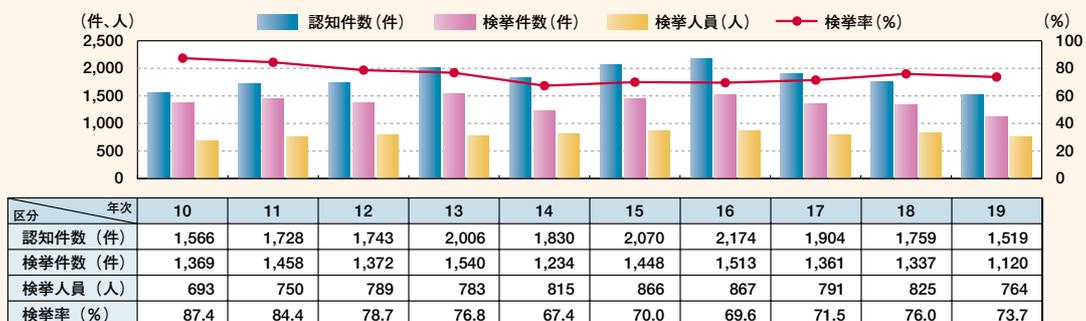
図 - 7 強盗の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



④ 放火の認知・検挙状況

19年中の放火の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、いずれも前年より減少した。

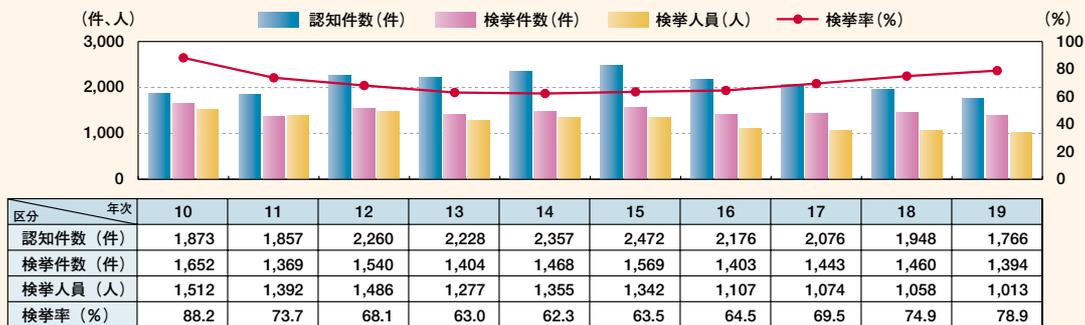
図 - 8 放火の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



⑤ 強姦の認知・検挙状況

強姦の認知件数は9年以降増加していたが、16年から減少に転じ、19年中も前年より減少した。また、19年中の検挙件数及び検挙人員もいずれも前年より減少した。検挙率は15年以降増加しており、19年中は78.9%と、前年より4.0ポイント増加した。

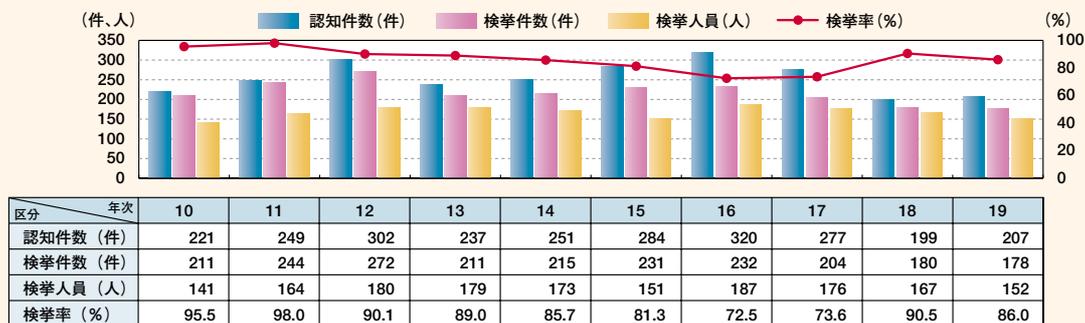
図 - 9 強姦の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



⑥ 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況

19年中の略取誘拐・人身売買の認知件数は前年より増加し、検挙件数及び検挙人員はいずれも前年より減少した。

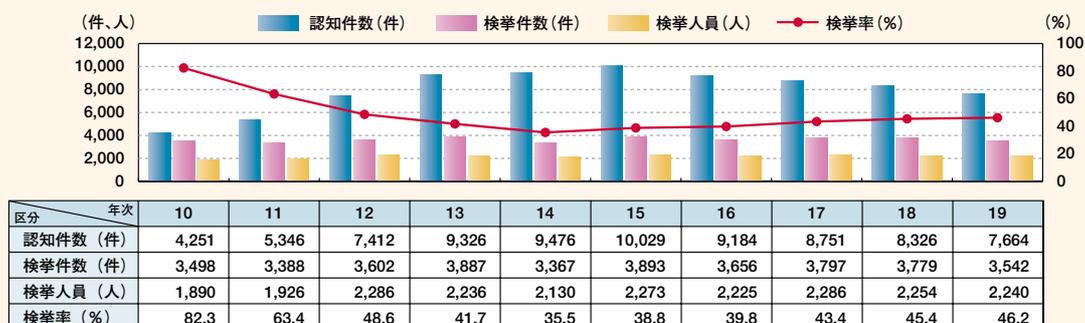
図 - 10 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



⑦ 強制わいせつの認知・検挙状況

強制わいせつの認知件数は11年以降増加していたが、16年から減少に転じ、19年中も前年より減少した。また、19年中の検挙件数及び検挙人員もいずれも前年より減少した。19年中の検挙率は46.2%と、前年より0.8ポイント増加した。

図 - 11 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



2 厳しい捜査環境

第1項で犯罪情勢を概観したとおり、近年、刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、10年前と同水準まで回復しているものの、罪種別に見れば、強盗、強制わいせつ等、国民の被害意識等にかんがみ重点的に捜査すべき事件が依然として多発している状況にある。地道に証拠を積み重ねて被疑者を検挙するという警察捜査の基本に変わるところはないが、警察捜査を取り巻く環境は、次のような社会情勢の変化により大きく変容している。

(1) 国民の意識の変化

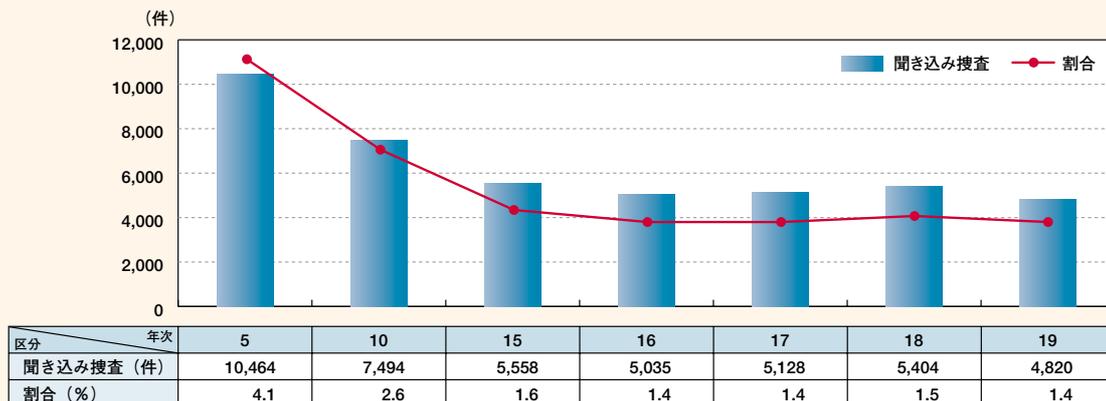
我が国では従来、近隣関係を中心とする地域社会や終身雇用制度に基づく企業社会等において、強固な連帯意識や帰属意識が形成されていた。しかし、近年の都市部への人口集中、単身世帯の増加、終身雇用制度の崩壊等により、社会における連帯意識や帰属意識が薄まり、他人への無関心や相互不干渉の風潮が広まっている。また、最近では、個人情報の保護を理由に、捜査上必要な情報の提供を拒まれることも少なくない。

こうした変化により、捜査活動に対する協力の確保は急激に困難になってきており、図13のとおり、聞き込み捜査を端緒とした刑法犯検挙件数（余罪事件^(注1)及び解決事件^(注2)を除く。）は、平成5年には1万464件（余罪事件及び解決事件を除く刑法犯検挙件数の4.1%）であったのが、19年には4,820件（同1.4%）と、大きく減少している。

図 - 12 厳しい捜査環境



図 - 13 聞き込み捜査を端緒とした刑法犯検挙件数の推移

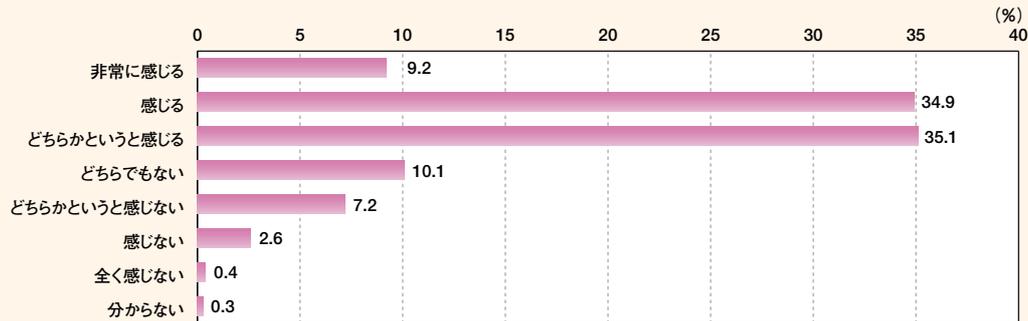


注1：被疑者の取調べにおいて同一被疑者が敢行した別の犯罪として新たに認知し、検挙した事件

注2：刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、犯罪事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件

このことは、第一線の刑事警察官に対して実施したアンケート調査（以下「刑事警察官に対するアンケート」という。）^(注)でも裏付けられており、79.2%の刑事警察官が、捜査に対する協力を得ることが困難であると回答している。

図 - 14 捜査活動に対する協力を得ることが困難であると感じるか



また、捜査に対する協力を得ることが困難であると感じる理由としては、「後々警察に話をするのが面倒だと考えている人が多い」（58.3%）、「情報提供に慎重な会社・事業者等が多い」（48.2%）との回答が多く、協力を得ることが困難であると感じる具体的場面としては、「関連資料等の任意提出を求めても、令状がないと応じないなどと言われ、協力を拒まれる」（52.3%）、「事情聴取の際、事件関係者が氏名を明らかにしたがない」（43.2%）といった回答があった。

図 - 15 なぜ捜査活動に対する協力を得ることが困難であると感じるのか

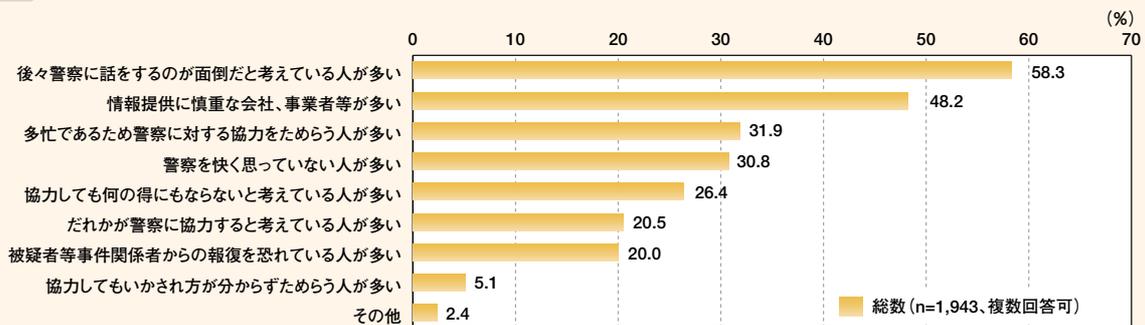


図 - 16 捜査活動に対する協力を得ることが困難であると感じる具体的場面



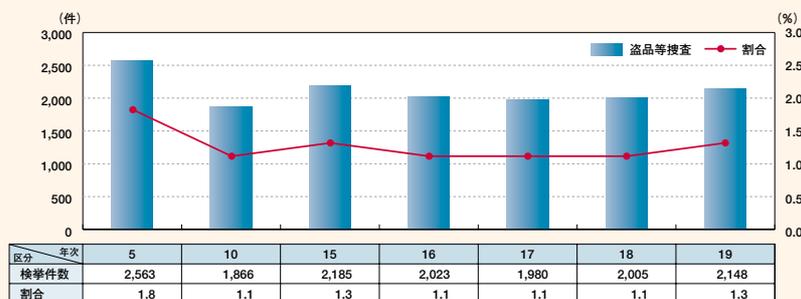
注：警察庁では、第一線の刑事警察官が日ごろ感じている負担や課題等を把握するため、20年1月、各都道府県警察の大規模警察署を選定し、刑事警察官約2,450人を対象として「警察捜査の負担等に関する調査」と題するアンケート調査を実施した。

(2) 社会経済のグローバル化

社会経済のグローバル化により、人、物等の動きが世界規模で活発となっていることに伴い、捜査環境も大きく変容している。

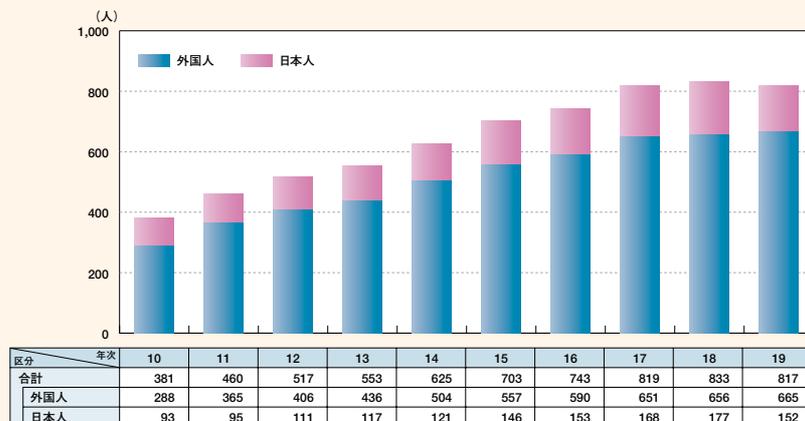
犯罪現場及びその付近に残された犯人の凶器、着衣、紙片等の遺留品について、その出所を確認して犯人を割り出す捜査や、被害品の移動経路から犯人を割り出す捜査等の「物からの捜査」は、大量生産・大量流通の著しい進展により困難となっており、図17のとおり、被害品の移動経路から犯人を割り出した窃盗犯検挙件数（余罪事件及び解決事件を除く。）は、平成19年には2,148件（余罪事件及び解決事件を除く刑法犯検挙件数の1.3%）であり、5年の2,563件（同1.8%）と比べて大きく減少している。

図 - 17 被害品の移動経路から犯人を割り出した窃盗犯検挙件数の推移



また、国際的な人の移動の活発化に伴い、日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者の数も増加傾向にある。

図 - 18 国外逃亡被疑者等の数の推移



(3) 匿名性の高い犯罪の増加

近年の携帯電話やインターネットの普及に伴い、振り込め詐欺(恐喝)やフィッシング詐欺^(注1)等の匿名性の高い犯罪が増加している。これらの犯罪は、携帯電話やインターネットを利用して被害者と対面することなく広域にわたって敢行されるが、携帯電話や現金を振り込ませる銀行口座等は偽名で契約・開設されていることが多い。また、通話履歴やログ^(注2)の保存及びその期間は事業者等にゆだねられているため、ログが保存されていない場合や保存はされている

注1：フィッシングにより入手した情報を用いて行われる詐欺。なお、フィッシングとは、銀行等の実在する企業を装って電子メールを送り、その企業のウェブサイトに見せかけて作成した偽のウェブサイトを受信者が閲覧するよう誘導し、そこにクレジットカード番号、インターネット上で個人を識別するためのID、パスワード等を入力させて、金融情報や個人情報を不正に入手する行為をいう。

注2：コンピュータ等の利用状況や処理内容・通信等の記録

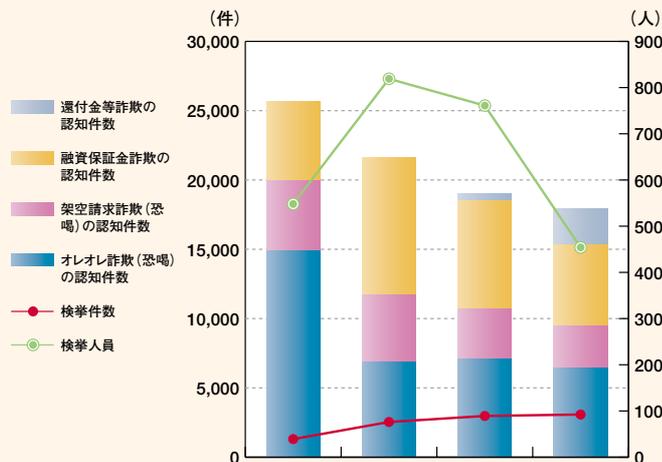
が、発生から認知までの間に保存期間が満了した場合には、ログの差押えが不可能となる。さらに、多くの携帯電話が犯行に利用され、照会・差押え等に時間を要することや、携帯電話やインターネットを利用していた者を特定することが困難な場合があるなど、その捜査に当たっては、犯罪の痕跡をたどることが他の犯罪と比べて特に困難となっている。

① 振り込め詐欺（恐喝）

振り込め詐欺（恐喝）とは、いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）^(注1)、架空請求詐欺（恐喝）^(注2)、融資保証金詐欺^(注3)及び還付金等詐欺^(注4)の総称で、携帯電話等を利用して被害者に対面せず、現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る手口による詐欺又は恐喝である。

振り込め詐欺（恐喝）の被疑者は、金銭の要求の名目を次々と変えたり、公的機関や正規の貸金業者を装うなど手口を巧妙化させている。平成19年中の振り込め詐欺（恐喝）の認知件数は1万7,930件、被害総額は約251億4,000万円であり、依然として深刻な状況にある。

図 - 19 振り込め詐欺（恐喝）の認知検挙状況



区分	年次	16	17	18	19
認知件数 (件)		25,667	21,612	19,020	17,930
オレオレ詐欺 (恐喝)		14,874	6,854	7,093	6,430
架空請求詐欺 (恐喝)		5,101	4,826	3,614	3,007
融資保証金詐欺		5,692	9,932	7,831	5,922
還付金等詐欺		—	—	482	2,571
検挙件数 (件)		1,305	2,539	2,974	3,079
検挙人員 (人)		548	819	761	454

図 - 20 典型的な振り込め詐欺（恐喝）の手口

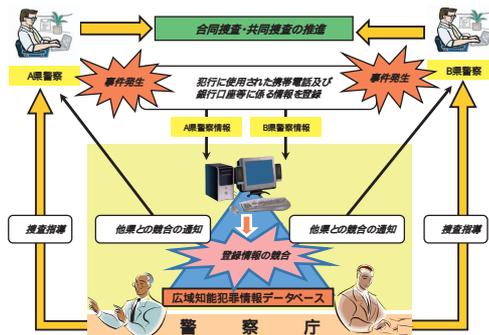


注1：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補てん金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺（又は同様の手口による恐喝）
 注2：架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺（又は同様の手口による恐喝）
 注3：融資を受けるための保証金の名目で現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺
 注4：税務署、社会保険事務所等を装い、税金の還付等に必要の手続きを装って現金自動預払機（ATM）を操作させ、口座間送金により現金を振り込ませる手口の詐欺

コラム 1 総合的な振り込め詐欺（恐喝）対策の推進

（1）振り込め詐欺（恐喝）捜査の推進と被害拡大防止活動への捜査情報の活用

警察では、振り込め詐欺（恐喝）等の被疑者の氏名、犯行手口等の捜査情報を一元的に集約したデータベースを構築し、振り込め詐欺等の広域知能犯罪の実体解明や関連情報の収集の効率化を図るとともに、首都圏を拠点とする「振り込め詐欺首都圏派遣捜査専従班」（29頁参照）を設置し、被害が広域にわたる一方で、首都圏内で被害金引き出されることなどの多い振り込め詐欺（恐喝）の捜査を効率的に行っているほか、振り込め詐欺（恐喝）を助長する他人名義の預貯金口座や携帯電話の不正流通についても取締りを強化している。



また、振り込め詐欺（恐喝）の被害拡大防止を図るため、関係機関と連携し、金融機関に対する口座凍結依頼、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第8条第1項の規定に基づく携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、金融機関等の窓口における被害者への具体的な注意喚起、犯人が現金を送らせた住所や詐称した会社名等の公表等の諸対策を進めている。

（2）振り込め詐欺対策室の設置と振り込め詐欺撲滅アクションプランの策定

19年初頭以降、振り込め詐欺（恐喝）の月別の認知件数及び被害総額が増加傾向にあり、このままのペースで推移すれば本年の被害総額は過去最悪であった16年を大幅に上回ることが確実であるなど、振り込め詐欺（恐喝）をめぐる情勢は依然深刻な状況にあることから、警察庁では、20年6月、警察庁次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置して、組織を挙げた振り込め詐欺（恐喝）対策を推進することとした。振り込め詐欺対策室においては、法務省と共同で、同年7月、振り込め詐欺（恐喝）の撲滅に向けて警察が推進していくべき施策を盛り込んだアクションプランを策定した。

振り込め詐欺撲滅アクションプラン	
1	振り込め詐欺の検挙の徹底 通信履歴の保存に関する関係事業者の協力の確保 等
2	ATM周辺における対策の徹底 現金自動預払機（ATM）周辺における顧客に対する注意喚起や声掛けの要請 顧客に対する1日当たりのATM利用限度額の引下げの推奨及び異常取引監視システムの導入に関する金融機関への要請 等
3	匿名の携帯電話と口座の一掃 携帯電話の契約時等におけるより確実な方法による本人確認の徹底の関係事業者への要請 等
4	被害予防の徹底 高齢者に重点を置いた直接的な注意喚起の推進 等

（3）携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の成立

振り込め詐欺（恐喝）等の匿名性の高い犯罪においては、不正に流通した携帯電話等が犯行に利用されることが多く、これらの供給・流通行為の取締りが重要である。

20年6月、第169回国会において、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立した。改正法は、公布の日（同月18日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

改正法においては、SIM^{（注1）}カード等の契約者特定記録媒体^{（注2）}単体での取引が規制対象となったほか、携帯電話等の貸与業者に対して本人確認記録の作成・保存が義務付けられた。警察では、改正法の施行に向け、総務省と連携してその周知を図っていくほか、施行後、改正法の趣旨を踏まえた積極的な取締りを行っていくこととしている。

注1：Subscriber Identity Module

2：契約者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体であって、携帯電話端末等に取り付けることによって通話が可能になるもの

② インターネットを悪用した犯罪

近年、インターネット・オークションを利用して詐欺を敢行したり、電子掲示板（インターネット上の電子掲示板をいう。以下同じ。）等を介して知り合った見ず知らずの者が、共謀して犯罪を敢行する事例が発生している。また、電子掲示板等を介して知り合った者同士が犯罪の被疑者と被害者の関係に至る事例も発生している。

事例

電子掲示板を介して知り合った無職の男（25）ら4人は、フィッシングにより他人のID及びパスワードを不正に入手した上、インターネット・オークションを利用して、繰り返し、落札代金をだまし取るなどした。19年1月、この男ら4人を不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反（不正アクセス行為）、詐欺罪等で逮捕した（警視庁、熊本、岡山、広島）。

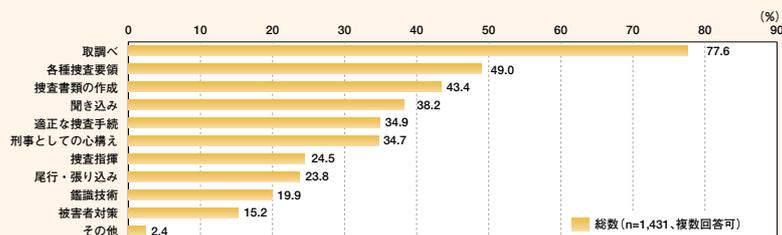
インターネットに絡む犯罪の捜査に従事した捜査員に対しアンケート調査^(注)を実施したところ、多くの捜査員が、捜査は困難であると感じると回答しており、具体的には、「ログの保存期間があり、迅速な捜査が要求される」、「照会や差押え等、基礎捜査に時間を要する」、「銀行口座等が偽名で開設されており被疑者の特定が困難」等の回答があった。

（4）経験豊富な捜査員の大量退職

今後数年間にわたり、毎年1万人前後の警察官の退職が見込まれ、刑事部門においては、捜査経験が豊富で様々な技能を有する多くの捜査員が退職し、若手警察官が多く登用されていくこととなる。依然として厳しい治安情勢に的確に対処していくためには、退職する捜査員がこれまで積み重ねてきた捜査技能やノウハウを確実に次代に伝承し、深化させていくことが課題となっている。

刑事警察官に対するアンケート（13頁参照）によれば、多くの若手捜査員（96.6%）が、自らの捜査技能等を向上させるため、経験豊かな捜査員から捜査技能等を修得する必要がある旨回答しており、一方、経験豊富な多くの捜査員（92.5%）も、若手の捜査技能等の向上のため、自らが培った豊富な捜査技能等を若手に伝承していく必要がある旨回答している。修得・伝承の必要性を感じる捜査技能としては、「取調べ」（77.6%）、「各種捜査要領」（49.0%）等が挙げられている。

図 -22 修得・伝承したい捜査技能等



注：警察庁では、第一線の捜査員がインターネットに絡む犯罪の捜査について感じている負担や課題等を把握するため、20年1月、上記2事例の捜査に従事した捜査員約40人を対象として、「インターネットに絡む犯罪の捜査の困難性等に関する調査」と題するアンケート調査を実施した。

3 捜査負担の増加

犯罪捜査を取り巻く環境が厳しさを増すと同時に、捜査事項の増加等も警察捜査の負担を増加させている。

(1) 捜査事項の増加

捜査を取り巻く環境が大きく変化する中、捜査のち密化や犯罪の組織化・複雑化等により、捜査事項が増加している。

① 令状発付状況

裁判所における各種令状の発付状況の推移は、図23のとおりである。逮捕状の発付数がほぼ横ばいで推移

しているのに対し、搜索、差押え及び検証許可状の発付数は増加傾向にある。これは、捜査において物証を得るために、幅広く搜索差押え等を実施する必要性が高まっていることを示していると考えられる。

② 捜査関係事項照会^(注)の照会書発出状況

犯罪の組織化・複雑化等により、捜査すべき関係先が増加している。ある都道府県警察の本部において振り込め詐欺（恐喝）等の捜査を担当している課における捜査関係事項照会の照会

図 - 23 令状の種類別発付数の推移

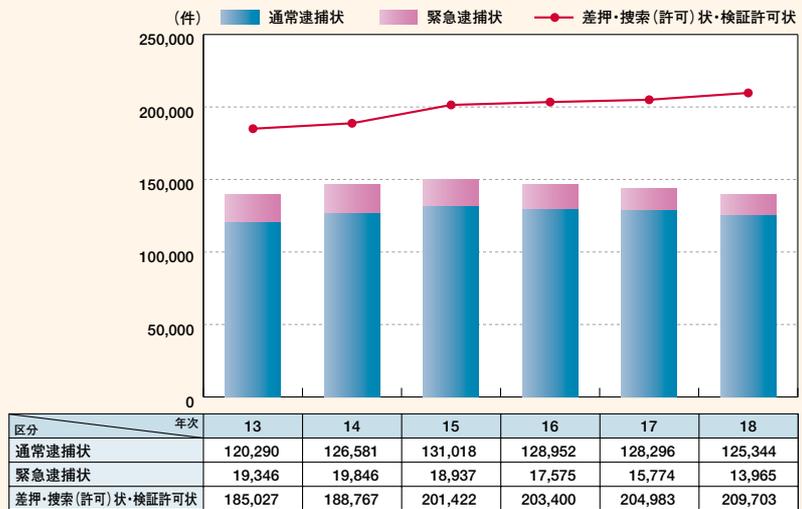
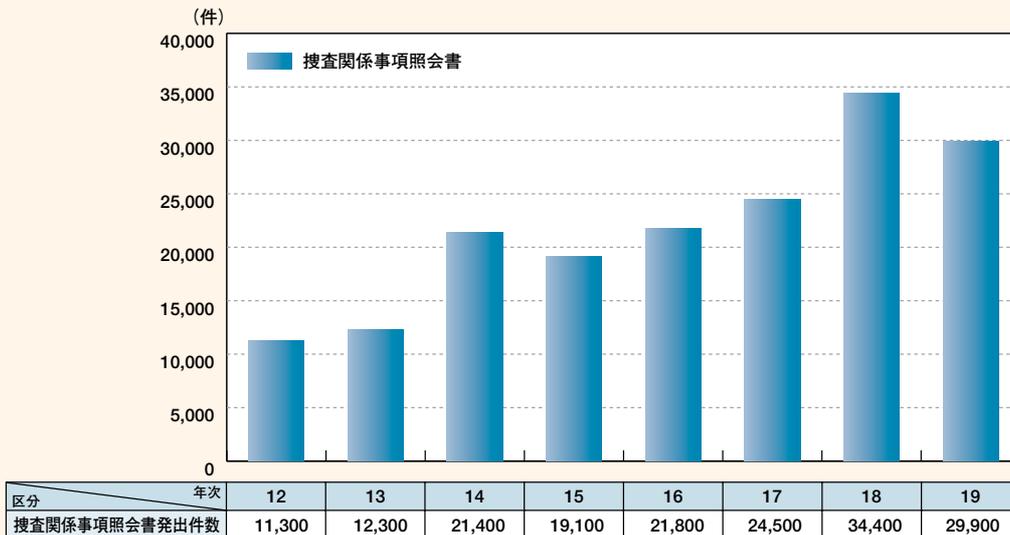


図 - 24 捜査関係事項照会書発出件数（概数）の推移（ある都道府県警察の捜査主管課に関するデータ）



注：刑事訴訟法第197条第2項に基づく公務所又は公私の団体に対して必要な事項について報告を求める照会

書発出件数（概数）は、図24のとおり、大幅な増加傾向にある。これは、捜査において、犯行に供用された携帯電話や預貯金口座の契約者照会等の実施件数が増加していることや、個人情報の保護の要請から従来は口頭で協力を得られていたものについても文書による照会を求められることが多いことを示していると考えられる。

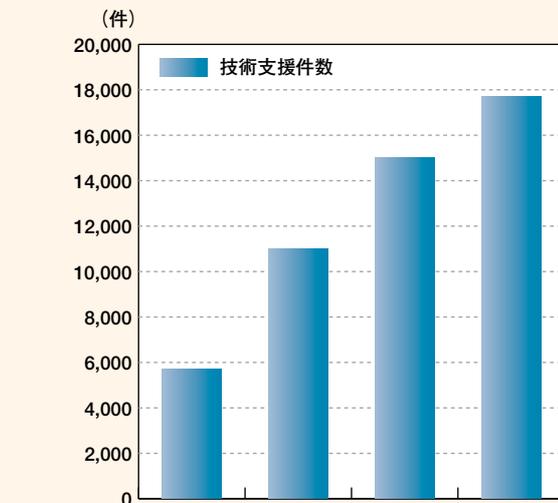
③ 電磁的記録の解析等の技術支援実施状況

携帯電話、コンピュータ等の電子機器は、その普及に伴い、犯罪に悪用される例が増加している。電子機器を押収した場合には、保存されている電磁的記録の解析等の技術支援を要請することが捜査上不可欠であり、各都道府県（方面）情報通信部情報技術解析課が実施した技術支援の件数は、図25のとおり、大幅な増加傾向にある。

④ 刑事警察官の実感

刑事警察官に対するアンケートによると、82.7%の刑事警察官が、捜査事項が増加していると感じると回答しており、その具体的理由として、「各種照会・差押え、電磁的記録の解析等の捜査が増加している」（82.6%）、「捜査のち密化で捜査書類を詳細に作成する傾向にある」（42.4%）等と回答している。

図 - 25 技術支援件数



区分	年次	16	17	18	19
技術支援件数		5,690	11,001	15,003	17,685

注：16年の件数は、各都道府県（方面）情報通信部に情報技術解析課が設置された4月1日以降の件数

図 - 26 捜査事項が増加していると感じるか

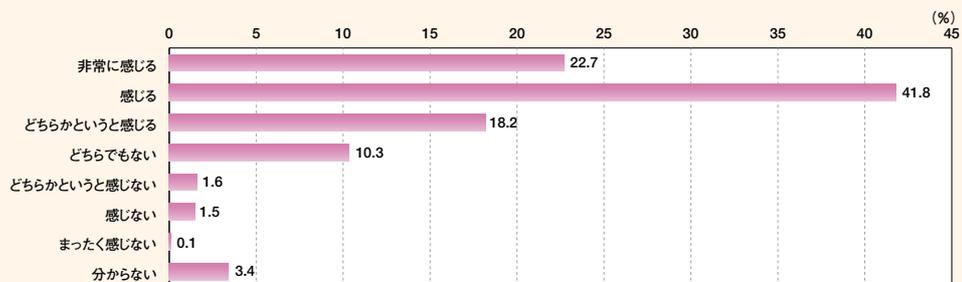
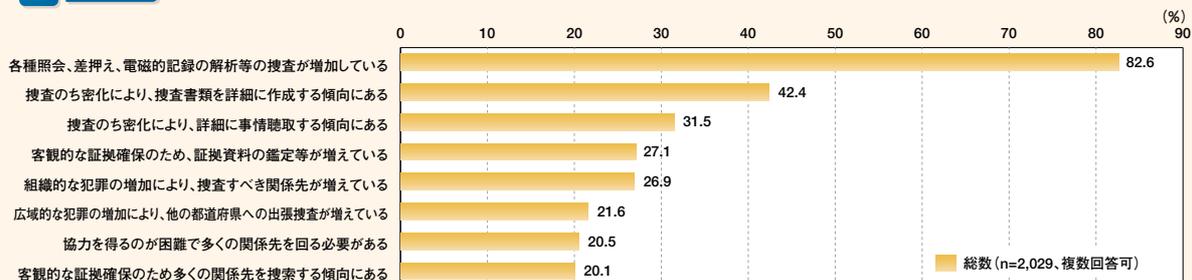


図 - 27 捜査事項が増加していると感じる理由



(2) 暴力団犯罪・来日外国人犯罪捜査の困難性

暴力団犯罪及び来日外国人犯罪の捜査にはそれぞれ特有の困難があるが、近年では、暴力団の経済活動への進出や、来日外国人犯罪の組織化の進展により、その捜査は一層困難なものとなっている。

① 暴力団犯罪捜査の困難性

暴力団犯罪の捜査は、犯人の検挙のみならず、組織の資金源、上位者の関与等の組織実態の解明が課題となる。最近では、暴力団が企業活動を仮装・悪用したり、証券取引に進出するなどして我が国の社会経済の一角に入り込み、不透明な資金獲得活動を行う傾向が見られるほか、資金に窮した暴力団の中には、資金を獲得するために強盗や窃盗を敢行する者が存在し、外国人犯罪者と連携する者もある。また、表面的には暴力団との関係を隠しながら、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用して自らの利益拡大を図る者もある。暴力団やこれと共生する者に対しては、聞き込み等従来型の捜査手法の活用が困難となってきている。

都道府県警察の本部暴力団犯罪捜査担当課及び来日外国人犯罪捜査担当課の刑事警察官に対して実施した調査（以下「暴力団犯罪・来日外国人犯罪に関するアンケート」という。）^(注)によると、93.0%の暴力団犯罪捜査担当課の刑事警察官が、暴力団犯罪捜査は困難であると感じると回答しており、具体的理由としては、「犯罪が潜在化しがちで事件の端緒をつかむのが困難である」（65.3%）、「活動実態が不透明化し、上位者の関与等の実態解明が困難である」（61.0%）、「犯罪手口の多様化・高度化で捜査内容が複雑化している」（50.7%）等と回答している。

図 -28 暴力団犯罪捜査は困難であると感じるか

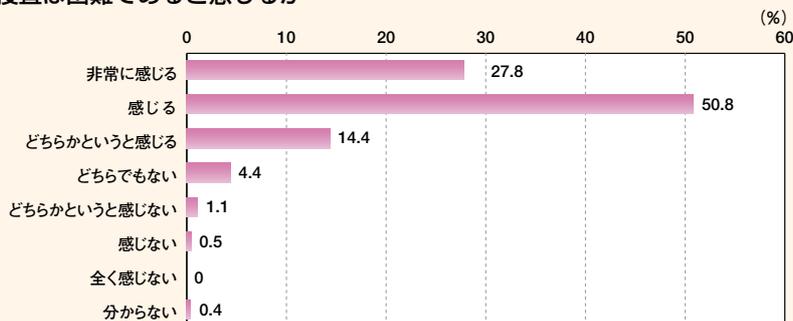
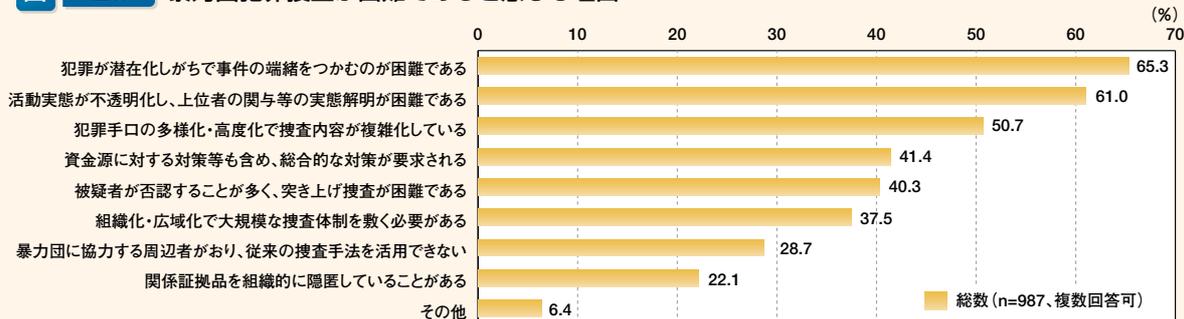


図 -29 暴力団犯罪捜査が困難であると感じる理由



注：警察庁では、暴力団犯罪捜査・来日外国人犯罪捜査に従事している刑事警察官が、日ごろ感じている負担や課題等を把握するため、20年1月、都道府県警察の本部暴力団犯罪捜査担当課及び来日外国人犯罪捜査担当課を選定し、警部以下の捜査員約1,800人を対象として、「暴力団犯罪・来日外国人犯罪捜査の困難性等に関する調査」と題するアンケート調査を実施した。

② 来日外国人犯罪捜査の困難性

来日外国人犯罪の捜査は、言語、習慣等を異にする外国人の被疑者や参考人を相手とすることから、日本人のみを関係者とする犯罪の捜査とは異なる困難を伴う。また、日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある外国人の数も年々増加傾向にある。

被疑者が国外に逃亡することにより、証拠物や被疑者の身柄等を確保するために、外国捜査機関との捜査協力が必要となるが、外国によっては十分な協力が得られないこともあるなど、国内捜査と比べて時間と労力が必要となる場合が多い。さらに、近年、来日外国人犯罪の組織化の傾向がうかがえること（126頁参照）や、本人確認書類の偽変造等により被疑者の氏名や居住地の把握が困難となるなど、来日外国人犯罪の捜査は一層困難なものとなっている。

暴力団犯罪・来日外国人犯罪捜査に関するアンケートによると、93.8%の来日外国人犯罪捜査担当課の刑事警察官が、来日外国人犯罪捜査は困難であると回答しており、具体的理由としては、「活動実態が不透明化し、上位者の関与等の実体解明が困難である」（55.1%）、「被疑者が国外に逃亡することが多く、被疑者の追跡が困難である」（54.7%）、「組織化・広域化で大規模な捜査体制を敷く必要がある」（50.6%）等と回答している。

図 - 30 来日外国人犯罪捜査は困難であると感じるか

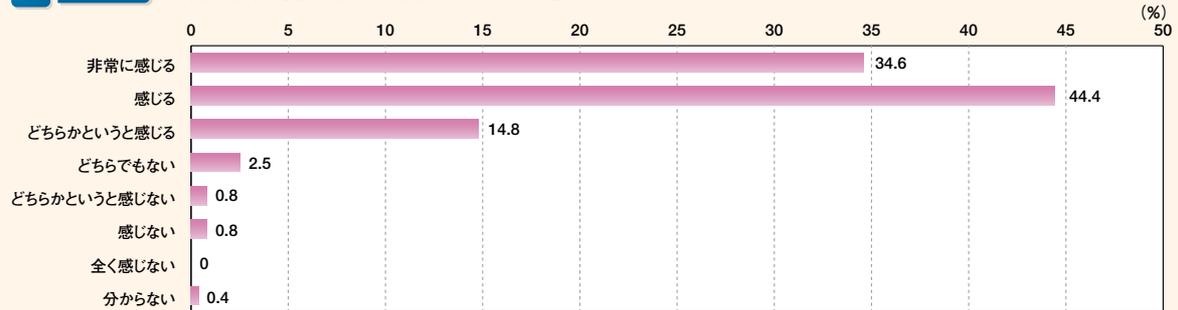


図 - 31 来日外国人犯罪捜査が困難であると感じる具体的理由



4 警察捜査と司法制度改革

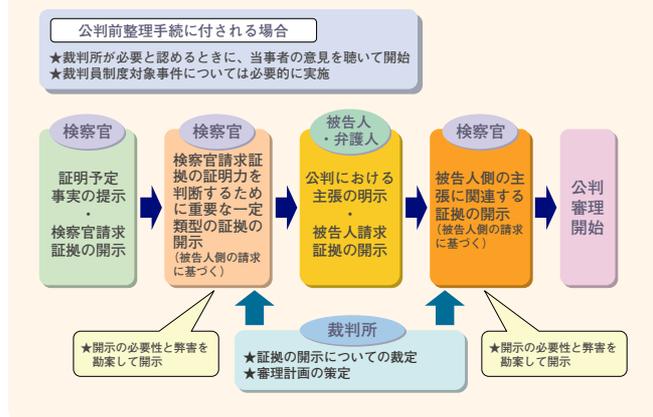
一連の司法制度改革により、刑事裁判の充実・迅速化等を図るための方策として、公判前整理手続、即決裁判手続及び被疑者に対する国選弁護人制度等の各制度が順次導入され、裁判員制度が平成21年5月21日から実施される。一連の司法制度改革による刑事裁判の在り方の変化は警察捜査にも大きな影響を与えることとなるので、警察としては、新たな制度に適切に対応する必要がある。

(1) 公判前整理手続と証拠開示の拡充

公判前整理手続とは、公判審理を充実・迅速化するために、第1回公判期日の前に、十分に争点等の整理を行い、連日的な開廷を可能とする明確な審理計画を立てるために設けられた手続で、この手続の中で、一定のルールに従い、検察官手持ち証拠が弁護人らに開示される。平成17年11月1日から実施されている。

警察捜査においては、被告人側に証拠が従来以上に開示されることを踏まえ、捜査協力者の生命、身体、財産等の保護に配慮する必要がある場合には、証拠の開示による弊害を明らかにしておくなど、的確な準備・対応を行うことが課題となっている。

図 - 32 公判前整理手続の概要

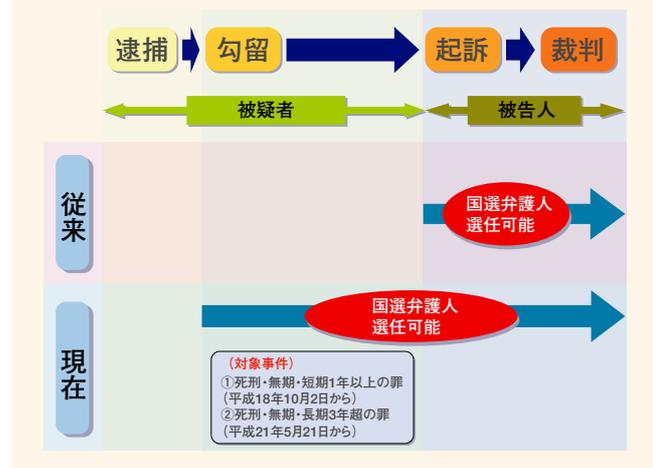


(2) 被疑者に対する国選弁護人制度

被疑者に対する国選弁護人制度とは、被疑者の段階から弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保するとともに、捜査段階から国選弁護人が選任されることにより、弁護人の早期の争点把握を可能にし、刑事裁判の充実・迅速化を図るもので、平成18年10月2日から実施されている。

被疑者に対する国選弁護人制度に関する捜査運営上の基本的な留意事項として、対象事件の被疑者に対する制度教示の徹底、裁判官及び弁護士会との取次業務を行う留置部門との連携が挙げられる。

図 - 33 被疑者に対する国選弁護人制度の概要

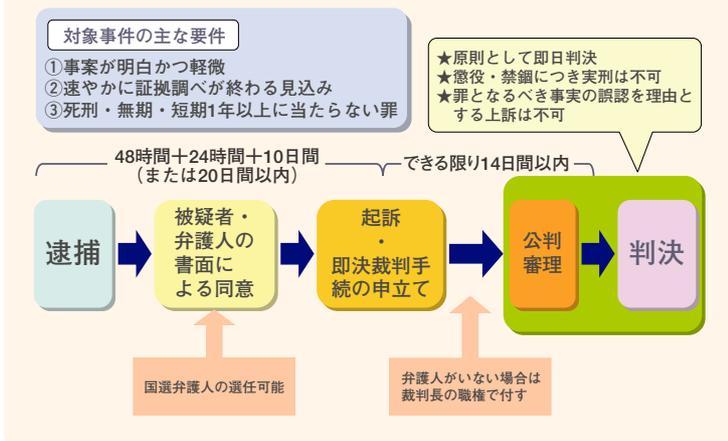


(3) 即決裁判手続

即決裁判手続とは、明白軽微な争いのない事案について、被疑者の同意等を要件として、検察官が起訴と同時に申立てをし、早期に開かれる公判期日において、簡略・効率化した証拠調べを行い、罰金以下の刑や執行猶予付きの懲役刑又は禁錮刑の判決を、原則として、審理を行ったその日に言い渡す手続であり、平成18年10月2日から実施されている。主として、万引き、薬物所持・使用事犯、出入国管理及び難民認定法違反（不法在留）等で活用されている。

被疑者に対する即決裁判制度への同意の確認や裁判所への即決裁判手続の申立て等は検察官の役割であり、警察がこれらの手続に関与することはないが、検察官が即決裁判手続の申立てを行うかどうかを判断するためには、事件の背景等の関連事情を把握しなければならず、警察捜査においては、できるかぎり早期に事件の背景等の関連事情を明らかにして、検察官と緊密に連携をとるなどの必要性が生じている。

図 - 34 即決裁判手続の概要

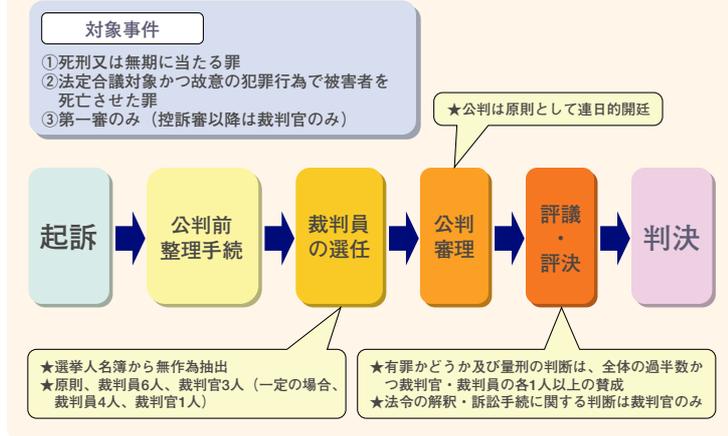


(4) 裁判員制度

裁判員制度とは、地方裁判所における一定の重大な事件の刑事裁判において、一般の国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に公判審理と裁判に参加する制度である。裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者から無作為抽出の方法で選ばれた裁判員候補者名簿に登載された者の中から事件ごとに選任され、裁判体は、原則として裁判官3名、裁判員6名の合計9名によって構成される。

平成21年5月21日から実施される同制度の下では、一般国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官と共に被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするかを定めることから、法律の専門家ではない裁判員の的確な心証形成が可能となるよう、犯行の裏付けとなる客観的証拠の収集を徹底する必要があるほか、裁判員が理解しやすいような簡略明瞭な捜査書類の作成、捜査の適正の一層の確保等が課題となる。

図 - 35 裁判員制度の概要



コラム 2 警察における取調べの一部録音・録画

警察では、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策を検討するため、20年4月、取調べの一部録音・録画の試行を行うことを決定した。対象事件は、裁判員裁判対象事件で、かつ、自白があったものであり、この中から、公判で自白の任意性が争点となるおそれがあるものを選定し、取調べの機能を損なわないことを第一義として実施することとしている。具体的には、選定した事件の捜査が一定程度進展した時点で、犯行の概略と核心部分について供述調書を作成する場合において、当該供述調書の録取内容を被疑者に対して読み聞かせ、閲覧させ、署名及び押印又は指印を求めている状況等を録音・録画することとしている。20年度中に警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察及び大阪府警察において試行することとしている。



警察における取調べの一部録音・録画のイメージ

(5) 取調べの適正化

我が国の刑事手続において、被疑者の取調べは、事案の真相解明に極めて重要な役割を果たしている。しかし、昨今、その在り方が問われる深刻な無罪判決等が相次いだ。平成14年に富山県で発生した強姦及び同未遂事件では、富山県警察が逮捕した元被告人が服役を終えた後、別に被疑者がいることが判明し、19年10月、再審無罪判決が言い渡され、確定した。また、15年に行われた鹿児島県議会議員選挙に関して鹿児島県警察が捜査した公職選挙法違反事件につき、被告人12名全員に対し無罪判決が言い渡され、19年3月に確定し、取調べを始めとする警察捜査における問題点が厳しく指摘された。

警察は、これらの点について深く反省し、今後の捜査にいかすべき事項を抽出し、再発防止に向けた緊急の対策を講じてきたところであるが、国民からの批判は厳しいものがあった。

また、21年5月21日に導入される裁判員制度の下では、警察捜査の結果が直接、国民の視点から検証されることから、警察における捜査手続、とりわけ被疑者の取調べの在り方について、一層の適正性の確保が求められている。

このような諸情勢を踏まえ、国家公安委員会は、警察捜査における取調べの一層の適正化を喫緊の課題と認め、19年11月、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定した。警察庁では、この決定に基づき、対策の検討を進め、警察捜査における取調べの適正化に関する有識者懇談会における有識者の意見も踏まえつつ、20年1月、警察が当面取り組むべき施策の柱を、取調べに対する監督の強化、取調べ時間の管理の厳格化、その他適正な取調べを担保するための措置及び捜査に携わる者の意識向上の4点とする「警察捜査における取調べ適正化指針」（以下「指針」という。）を取りまとめた。

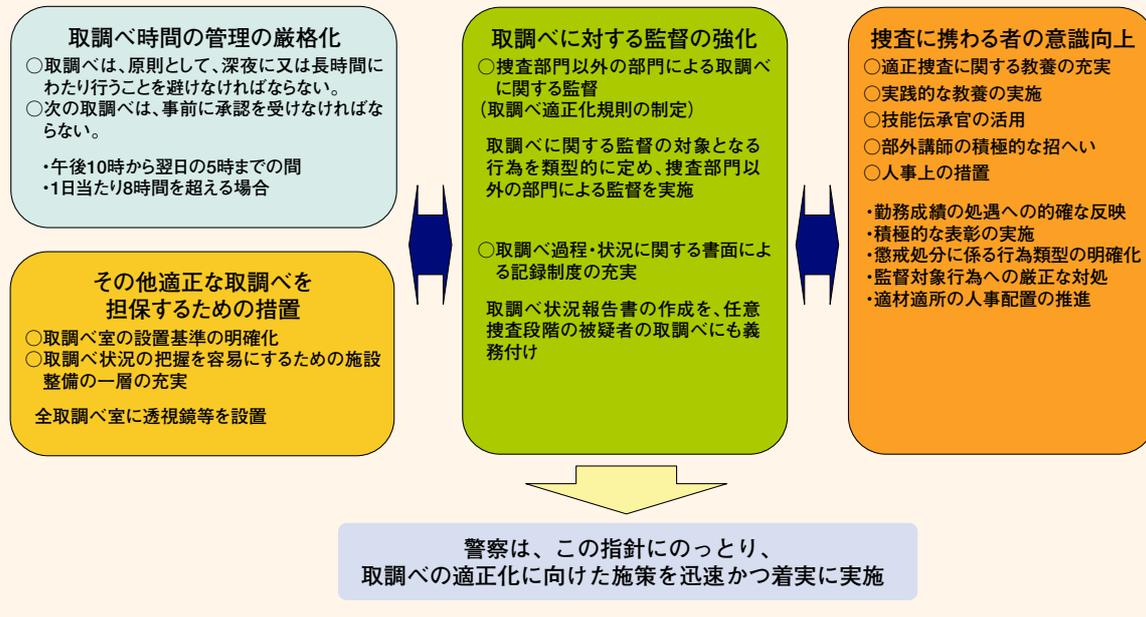


有識者会議の様子

警察庁では、指針の実施のため、同年2月、警察庁次長を長とする取調べ適正化施策推進室を設置して全庁を挙げた部門横断的な体制を整備し、取調べの適正化に向けた各種施策を推進している。また、同年4月には、国家公安委員会において被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（以下「取調べ適正化規則」という。）及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則が制定され、捜査部門以外の部門による取調べに関する監督が制度化された。

図 - 36 警察捜査における取調べ適正化指針の概要

「警察捜査における取調べの適正化について」（平成19年11月1日付け国家公安委員会決定）を受け、警察庁において、鋭意、対策の検討を進め、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめたもの



警察庁では、指針にのっとり、取調べの適正化に向け次のような施策を推進している。

① 取調べに対する監督の強化

指針の最大の眼目は、取調べに対する監督の強化、すなわち、捜査部門以外の部門による取調べに関する監督である。警察機構全体の中でチェック機能を働かせるため、警視庁及び道府県警察本部の総務又は警務部門に取調べに関する監督を担当する所属を置くとともに、同所属及び警察署の総務又は警務部門に監督担当者を置き、取調べに関する監督を行うこととした。監督の目的は、不適正な取調べにつながるおそれがある行為を監督対象行為とし、これを現に認めた場合には取調べを中止させるなどの措置をとることにより、不適正な取調べを未然に防止することにある。具体的な監督の手続は取調べ適正化規則に規定されているが、警視庁、道府県警察本部及び方面本部（以下「警察本部」という。）並びに警察署に置かれる取調べ監督官は、取調べ室外部からの視認等により被疑者取調べの状況を確認し、現に監督対象行為が認められた場合には取調べの中止要求等の措置をとるほか、警察職員が受理した被疑者取調べに係る苦情の申出を集約する。また、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長（以下「警察本部長」という。）は、巡察官を指名し、取調べ室を巡察させることもできる。取調べ監督官、巡察官による確認の結果や苦情の申出により、監督対象行為の疑いがある場合には、警察本部に置かれる取調べ調査官が調査を実施し、監督対象行為の有無を確定することとなる。取調べに関する監督は、取調べ適正化規則に基づき21年4月から施行することとしている。

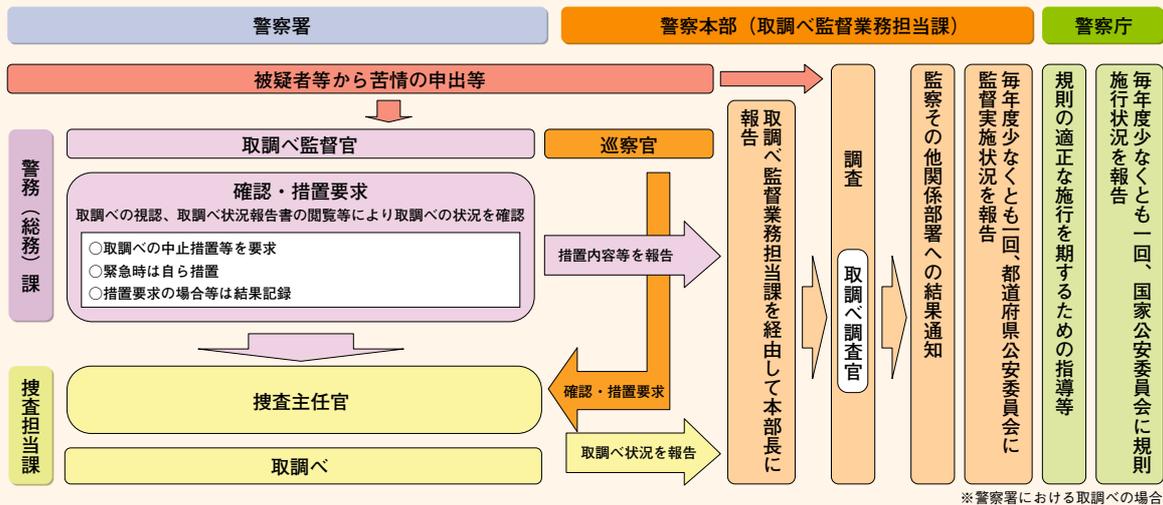
また、犯罪捜査規範が改正され、現在は身柄を拘束されている被疑者等の取調べを行う場合に限定されている取調べ状況報告書の作成について、罪種や事案の軽重を問わず、任意捜査段階の被疑者を取調べ室又はこれに準ずる場所において取り調べたときにも義務付けるなどされた。

コラム 3 監督対象行為

取調べ適正化規則に規定されている監督対象行為は、次の7類型である。

- やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
- 直接又は間接に有形力を行使すること。
- 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
- 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
- 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
- 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。
- 次の場合に、警視總監、道府県警察本部長若しくは方面本部長又は警察署長の承認を受けないこと。
 - ・ 午後十時から翌日の午前五時までの間に被疑者取調べを行うとき。
 - ・ 一日につき八時間を超えて被疑者取調べを行うとき。

図 - 37 取調べ適正化規則における業務の流れ



② 取調べ時間の管理の厳格化

取調べの在り方が問われる中で、深夜又は長時間にわたる取調べがその任意性に疑念を生じさせる可能性が指摘されている。そこで、犯罪捜査規範において、やむを得ない理由がある場合のほか深夜又は長時間にわたる取調べを避けなければならないことが明確化されるとともに、取調べ適正化規則において、一定の時間帯等の取調べに警察本部長又は警察署長の承認を受けないことを監督対象行為とすることとされた。



透視鏡（取調べ室外側）



透視鏡（取調べ室内側）

③ その他適正な取調べを担保するための措置

犯罪捜査規範が改正されたことにより、取調べ室の構造及び設備の基準が規定され、取調べ環境が国民の目に見えるように明確化された。

また、取調べの外的状況のチェックを行い監督対象行為の有無を確認するため、すべての取調べ室に透視鏡等を整備することとしたほか、業務の合理化を図る観点からも、取調べ室への入退室時間を電子的に管理するシステムや、取調べ状況報告書等の記載内容を電子的に把握するシステム等についても研究を進め、整備を図ることとした。

④ 捜査に携わる者の意識向上

いくら取調べに関する監督を厳格に実施しようとも、取調べを行う警察官や捜査主任官等捜査に携わる者の意識の向上を図ることなしに取調べの適正化は図れない。そこで、適正捜査に関する教養の充実を図るとともに、弁護士を始めとする法曹関係者の積極的な招聘を図り、適正捜査についての意識の向上を図ることとした。また、取調べに関する監督を行うことによつて、第一線の捜査活動が萎縮するのではないかと考えられたことから、能力及び実績に応じた人事管理を推進し、取調べ警察官等職員の勤務成績の昇任、給与等の処遇への一層的確な反映に努めるとともに、その功労を適切に評価し、表彰を一層積極的に実施するなどして、第一線が旺盛な士気を維持することができるような措置をとることとした。